

## 船舶事故調査報告書

平成28年5月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年1月6日 06時20分ごろ
発生場所	関門港若松第5区 堺川口船だまり防波堤灯台から真方位253°310m付近 (概位 北緯33°54.4′ 東経130°51.0′)
事故の概要	作業船 紅 は、南西進中、浅瀬に乗り揚げた。 紅は、プロペラに曲損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年4月16日、調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	作業船 紅、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	260-40410兵庫、宗田造船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラに曲損及び欠損、舵板に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約14cm 日出時刻：07時22分
事故の経過	本船は、船首喫水約0.4m、船尾喫水約0.8mで、作業台船の綱取り作業を行うこととし、船長が操船に当たり、関門港若松第5区の堺川公共岸壁（以下「本件岸壁」という。）に向けて移動中、本件岸壁東方に拡延する浅瀬に乗り揚げた。 本船は、レーダーやGPSプロッターがなかった。 船長は、本件岸壁周辺の浅瀬の状況を把握していなかった。
分析	本船は、船長が浅瀬の状況を把握していなかったことから、本件岸壁東方の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が浅瀬の状況を把握していなかったため、本船が本件岸壁東方の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。